# 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

# 最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です 賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください ※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

# 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、 生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、 設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

# キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を 3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金 の「賃金規定等改定コース」が利用できます。 ※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

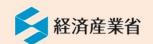
# IT導入補助金、ものづくり補助金

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆 様には、補助率を2/3に引き上げます。

# 詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。







#### <業務改善助成金>

□事業概要:事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を 行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

□補助上限:30万円~600万円

□助成率: 3/4~4/5

□助成対象経費の例

問合先

機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他:顧客管理情報のシステム化

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440 (受付時間 平日 9:00~17:00)

#### <キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の 正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

#### 対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計 画」を作成し、その計画に基づき、右の❶~❺ ❸賃金規定等改定コース までのいずれかを実施した事業主。

●正社員化コース

4 賃金規定等共通化コース

❷障害者正社員化コース

❺賞与・退職金制度導入コース

●社会保険適用時処遇改善コース

#### 支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3% 以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、 右記の額の助成を行います。

5%以上 3%以上 4万円 6 %未満 5,000円 4%未満 4%以上 5万円 6%以上 5%未満

※助成額は令和7年度の内容です

1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。

職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、 助成額の加算が受けられます。

中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を 増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日 以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

都道府県労働局

詳しくはこちら



6万

7万円

#### 〈IT導入補助金〉

□事業概要:業務の効率化やDXの推進、セ キュリティ対策のための ITツール等の導入 回激回

を支援します。 詳しくはこちら

□補助上限:最大450万円

□補助率:1/2~4/5

□最賃特例:指定する一定期間において、3 か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用 している従業員が全従業員数の30%以上い ることを示した事業者のみなさまには、補 助率を2/3にします。

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター: 0570-666-376

#### くものづくり補助金>

□事業概要:生産性向上に資する革新的な 新製品・新サービス開発を行う中小企業等 の設備投資等を支援します。

□補助上限:最大4,000万円

□補助率:1/2~2/3詳しくはこちら

□最賃特例:指定する一定期間において、3 か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用 している従業員が全従業員数の30%以上い ることを示した事業者のみなさまには、補 助率を2/3にします。

ものづくり補助金事務局サポートセン ター: 050-3821-7013

### <賃上げを後押しするその他施策>

#### ・働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	C. 2005
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	



- (※1) 建設業の場合
- (※2) 労働者数30人以下の場合は倍額を加算
- (※3) 別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

#### ·人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分 (※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり <b>500円・1000円</b>
②経費助成率	訓練経費の <b>45%~100%</b> ※制度導入に係る助成の場合は、 <b>24万円・36万円</b>
③ 〇 JT実施助成額	1人 1 コースあたり <b>12万円〜25万円</b>



※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

#### ·人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率 低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)	
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)	
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)	



- (※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
- (※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。
- ・特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)
- ・早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
- ・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

#### ·中小企業省力化投資補助金

□事業概要:人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投 資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により 省力化投資を後押しします。

□補助上限: (カタログ注文型) 最大1000万円(一般型) 最大8000万円 ※従業員数による

更に一定の賃上げで、上限額を引き上げ

□補助率:1/3~2/3

詳しくはこちら



問合先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター: 0570-099-660

#### ・賃上げ促進税制

□概要:事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を

法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

#### 全企業・中堅企業

増加額の最大35%を税額控除 増加額の最大45%を税額控除

#### 中小企業

全雇用者の給与等支給額の全雇用者の給与等支給額の



詳しくは▼

#### <働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

#### 相談支援

#### コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が 企業の「働き方改革」や賃金引き上げを無料で支援します!

- ◆専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、 働き方改革セミナーを開催しています。

問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター



#### ・よろず支援拠点

# 売上拡大支援 経営改善支援 ワンストップサービス

経営上の様々なお悩みの相談に対応します!お気軽にご連絡ください。

- ◆売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な **国際国** 支援機関等を紹介します。

各都道府県のよろず支援拠点

